

人材不足で お悩みではありませんか

こんなときには

シルバー人材センターを
ご利用ください

構内の
環境整備など
社員には頼めない
仕事を
頼みたいとき

短期的な仕事や
短時間の仕事のため
人手が
見つからないとき

毎日ではないが
一定の仕事があるとき

高齢者ならではの
人柄を生かして仕事を
してほしいとき

仕事を
熟知した
ベテランに短時間、
定期的に
頼みたいとき

公益社団法人
千葉県シルバー人材センター連合会

高齢者活躍人材確保育成事業（千葉労働局委託事業）

シルバー人材センターとは

●シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益法人です。高齢者が働くことやボランティア活動などを通して地域社会に貢献するとともに、健康で生きがいのある生活と追加的な収入を得ることを目的としています。

●高齢者にふさわしい仕事をセンターが引き受け、会員がその希望に沿って就業することを基本としています。
●センターと仕事の発注者との間では、請負・委任または派遣契約を結びますが、発注者と会員の間にはいかなる契約も発生しないのが特色です。



企業ではこんな仕事をしています

屋内外の清掃 事務所・工場、マンションやアパートなどの定期的な清掃を行っています。 	除草・草刈り 公園や道路脇、農家の田舎などで草を刈り取る作業を行っています。 	植木の剪定 公園や道路脇、農家の田舎などで植木の剪定を行っています。 
事務分野 電話やファックス、パソコン入力、資料の整理（全文書き込み）などを行っています。 	介護分野 ショートケア、食事の配付、洗濯、掃除、調理など、介護施設での補助的な業務を行っています。 	保育分野 幼稚園や保育園の園児の送り迎え、園庭掃除、清掃など、保育士に補助的な業務を行っています。 
小売業の販売支援 スーパーのレジ、カート整理、商品出し、棚卸し作業など、さまざまな小売業の販売支援を行っています。 	軽作業 新築工場の掃除や仕上げ作業、配送センターのピッキング、梱包、仕分け作業など、各種の製造・軽作業を行っています。 	運転・配達業務 介護施設、病院、保育園、学校、工場などに配達業務や、社会福祉施設に勤務しているほか、各種商品の配達を行っています。 

各センターによってお引き受けできる仕事の内容は異なりますので、詳しくは最寄りのセンターにお尋ね下さい。

ご理解をいただきたいこと

- 高齢者の就業ですので、危険・有害・重労働の恐れがあるような仕事はお引き受けできません。
- 1人の会員が就業できるのは「臨時的かつ短期的または軽易な業務」(月10日または週20時間以内)となりますので、長時間または長期間の仕事は複数会員によるローテーション就業となります。

「請負・委任」と「派遣」の違い

センターが受注する仕事は請負・委任契約による業務が中心ですが、労働者派遣事業による就業も取り扱っています。

請負・委任と派遣の違い

項 目	請 負 ・ 委 任	派 遣
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業（概ね月10日程度以内）または軽易な業務（週20時間以内）	
発注者の指揮命令	受けない	受ける
発注者との混在作業	混在作業は不可	混在作業は可
適用される保険	シルバー保険	労災保険
発注者との契約当事者	各市町村シルバー人材センター	千葉県シルバー人材センター連合会

就業形態別の主な業務例

請 負	仕事の完成を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務 （清掃、除草、植木の剪定、カゴ・カート整理、宛名書き、障子・ふすま張りなど）
委 任	仕事の完成ではなく、仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務 （施設の受付、観光ガイド、高齢者の見守り、話し相手、留守番など）
派 遣	発注者の指揮命令が必要な業務 （福祉送迎などの自動車運転、スーパーでの品出し、調理、介護補助、保育補助など）

ご依頼からお支払までの流れ

依 頼 まずは貴事業所所在地のセンターに電話等でお気軽にご相談・ご依頼ください。

打 合 せ ご依頼いただいた仕事の内容、見積り、お支払い条件等についてお打合せさせていただきます。

人 選 センターに登録された会員情報を基にご依頼いただいた仕事にふさわしい会員を選び、ご紹介します。

契 約 双方の合意内容に基づき、請負・委任または労働者派遣契約を締結します。

就 業 契約に基づき、会員が就業します。

完了確認 作業終了時（継続的な就業を締め切後）に履行確認書（報告書）の内容をご確認いただき、サインまたは捺印のうえ、センターに提出いただきます。

請 求 センターまたは連合会から請求書をお送りします。

支 払 支払期限内にセンターまたは連合会指定の口座にお振込みください。